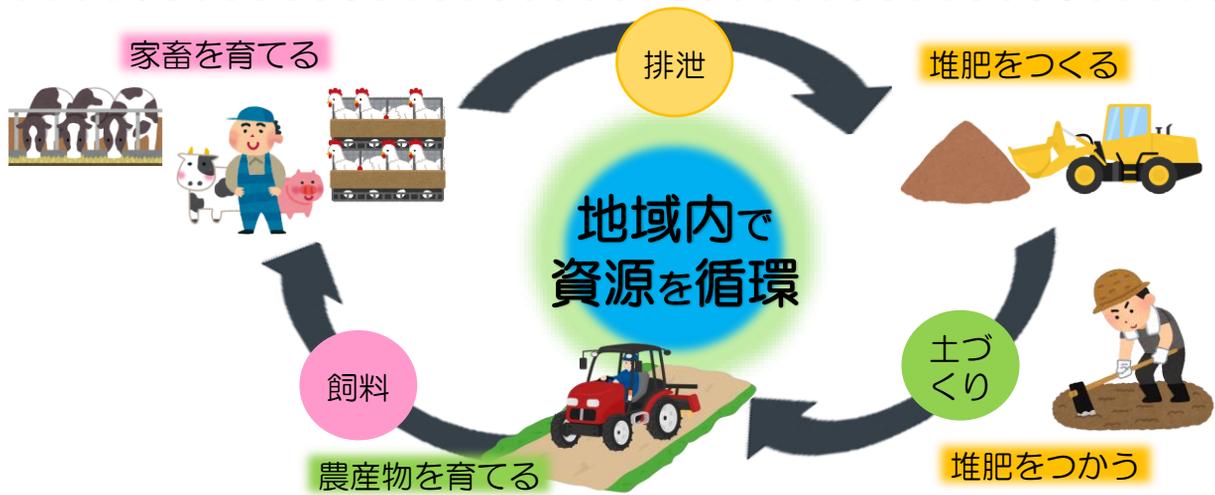


# 良い堆肥を作って資源循環型農業に貢献しませんか？



- 家畜の排せつ物は、**適切に堆肥化**することで、作物を育てる肥料となります。
- 家畜排せつ物から良い堆肥を作り、耕種農家に供給して、資源循環型農業に貢献しましょう！

**！でもその前に、以下の点を御確認ください！**

## ✓ チェック1 家畜排せつ物<sup>イコール</sup>堆肥ではありません！

- 堆肥とは様々な有機物を原料とし、**好氣的発酵**によって成分的に安定化するまで**腐熟させたもの**を指します。
- 腐熟していないものは、**悪臭の発生**や、作物の生育に障害を与える可能性もあります。
- また、動植物質の有機質物以外のものを原料としたり、品質を低下させるような異物を混入することは認められていません。

## ✓ チェック2 堆肥を他者に渡す場合は、有償・無償を問わず、知事への届出が必要です！

「堆肥」は「肥料の品質の確保等に関する法律」において、「**特殊肥料**」に分類されています。

1. 家畜排せつ物から堆肥を生産し、他者に渡す場合は、有償・無償を問わず、「**特殊肥料生産業者届出書**」の提出が必要です。  
(「肥料の品質の確保等に関する法律」第22条)
2. 有償で他者に渡す場合は、「**肥料販売業務開始届出書**」の提出が必要です。  
(「肥料の品質の確保等に関する法律」第23条)

**！\*特殊肥料の製造から販売までの手続きの詳細については、裏面を御確認ください。**

## ✓ チェック3 良い堆肥とは？

せっかく堆肥を作るなら、耕種農家に求められる良い堆肥を作りましょう！

### 良い堆肥の条件

よい堆肥を  
ありがとう！



- 作物や環境に有害な物質を含まない……**建築廃材等**には**異物**が混入している可能性があるため、堆肥の副資材として使用する際は、**安全性を確認**する必要があります。
- 人体や環境に有害な微生物を含まない……十分な切り返しによる発酵熱で死滅させます。
- 雑草の種子を極力含まない……十分な切り返しによる発酵熱で死滅させます。
- 十分に腐熟し、成分が安定している……未熟堆肥は作物生育を阻害します。

# 堆肥の特殊肥料としての製造・販売までの流れ

堆肥を製造して他者に渡す場合は、有償・無償を問わず以下の手続きが必要です。

\*ステップ4は、有償の場合のみ必要です。

\*畜産農家が自分で全て利用し、他者に渡さない場合は、これらの手続きは不要です。

## ステップ1 事前協議書の作成・提出



**\*まずは、県農政部技術支援課に電話で御相談ください。**

【連絡先】

技術支援課農業環境・植物防疫係  
電話:027-226-3038

### (1) 提出書類

「特殊肥料生産に係る計画協議書」(群馬県知事あて)

(「群馬県特殊肥料生産業者に関する指導要綱」様式第1号)

記入内容

- 生産工程の概要等
- 原材料の購入先
- 製品の販売先

添付書類

- 生産場所の位置図
- 履歴事項全部証明書(個人の場合は住民票)
- 堆肥の分析結果

- (2) 提出先 **\*市町村に提出する前に、県農政部技術支援課に下書きを送付し、内容の確認を受けてください。**  
製造予定場所の市町村(経由)



## ステップ2 製造場所の現地確認

- 市町村に提出した協議書は、所管する農業事務所を通じて県農政部技術支援課が受理します。
- 受理後、日程調整を経て、市町村と県による現地確認を行います。



## ステップ3 「特殊肥料生産業者届出書」の作成・提出

- 現地調査で問題がなければ、事業を開始する1週間前までに、以下の届出を行っていただきます。

### (1) 提出書類

「特殊肥料生産業者届出書」(群馬県知事あて)

(「肥料の品質の確保等に関する法律」第22条第1項関連)

届出事項

- 氏名及び住所
- 肥料の種類及び名称
- 生産業者にあつては生産する事業場の名称及び所在地
- 保管する施設の所在地

詳細は県HPを御確認ください



### (2) 提出先

製造予定場所の市町村(経由)

販売しない場合は、ここで終了。

他者に販売する場合、販売業務を開始した後2週間以内に以下の手続きを行う必要があります

## ステップ4 「肥料販売業務開始届出書」の作成・提出



詳細は県HPを御確認ください



### (1) 提出書類

「肥料販売業務開始届出書」(群馬県知事あて)

(「肥料の品質の確保等に関する法律」第23条第1項関連)

届出事項

- 氏名及び住所
- 販売業務を行う事業所の所在地
- 保管する施設の所在地

### (2) 提出先

販売事業所が所在する市町村(経由)

\*チェーン店等、販売事業所が複数の市町村にまたがる事業者の場合は、県農政部技術支援課に直接提出してください。

## ステップ5 受理(届出完了)



**\*届出事項に変更が生じた場合(廃止を含む)は、その日から2週間以内に群馬県知事に届出が必要です。**